### 主 文

# 本件抗告を棄却する。

#### 理 由

本件抗告の趣意は、判例違反をいうが、本件検察官手持証拠について開示命令をしない旨の処分のように、訴訟手続に関し判決前にした処分は、刑訴法四三三条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令」にあたらないものと解するのが相当である(最高裁昭和二九年(し)第三七号同年一〇月八日第三小法廷決定・刑集八巻一〇号一五八八頁参照)から、本件抗告は不適法である。よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

# 昭和五八年七月一三日

# 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋		進
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_
裁判官	牧		#	次